

コロナ禍での在籍型出向・人事交流・兼業副業等による学校の企業人材の受入れを支援します

コロナ禍で仕事が減っているけど社員の雇用は守りたい



民間企業の方の力を借りたい



# 学校雇用シェアリンクにご登録ください



学校の助けになれるし、社員のスキルアップにもなる



民間企業の方の経験やスキルが学校の良い刺激に！



たとえば、このような仕事で企業×学校がつながります



### キャリアアドバイザー

企業の勤務経験を活かして、高校生の進路相談や面接の練習等を支援。キャリア教育の外部講師として活躍。



### 外国語学習・外国人児童生徒の支援

得意な語学を活かして、英語(外国語)の学習のアシスタントとして活躍。日本語指導が必要な子供を支援。



### 授業補助や補習の指導(学習指導員)

補習の指導や曾段の授業に教員と一緒に入り、つまづきのある子供たちをフォローする学習指導員として活躍。



### 教員の業務支援(スクール・サポート・スタッフ)

授業教材の準備や電話・来客対応、データ整理、感染症対策の補助など、教員業務全般のサポート役として活躍。



### ビジネス関連授業の講師

商業高校等でのビジネス基礎やビジネス実務、ビジネスマナー、ビジネス英会話のロールプレイング等の指導支援。



### 学校のICT活用のサポート

ICT支援員  
GIGAスクールサポーター  
教員のICTを活用した授業や事務作業の支援、学校のICT環境整備の初期対応などを支援。

企業や学校関係者の皆様からのご登録をお待ちしています！

学校雇用シェアリンクに登録する

<http://www.mext.go.jp/nao/kyoukaisharing/0009.html>



# 高等学校における遠隔授業 [教科・科目充実型]

(出典) 文部科学省 高等学校における遠隔授業  
(教科・科目充実型) の概要について より抜粋・一部加筆

## (2) 遠隔授業 [教科・科目充実型] を行う際の主な留意事項

生徒数	・同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	・原則として <b>教員を配置するべき</b> であること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（その場合には、病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	・単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、 <b>対面により行う授業を相当の時間数行う</b> こと。 ・ <b>36単位を上限</b> とすること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、単位数上限の算定には含めない

## (3) 病気療養中の生徒等に対して行う場合の要件緩和

- 病室等における**病気療養中の生徒等に対し同時双方向型の遠隔授業を行う場合の特例**として、令和元年11月には**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない**こととするとともに、令和2年4月には**修得単位数の上限（36単位）の算定に含めない**こととする制度改正を実施。

## (参考) 関係法令抜粋

### ■ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第88条の3 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第96条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、（略）

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき74単位のうち、第88条の3に規定する単位数は36単位を超えないものとする。ただし、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについては、この限りでない。

# 教職課程科目一覽

【高等学校】

	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(専修・一種:4単位)	24	24
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 総合的な学習の時間の指導法 ロ 特別活動の指導法 ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ニ 生徒指導の理論及び方法 ホ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ヘ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	8	8
教育実践に関する科目	イ 教育実習(学校体験活動を1単位まで含むことができる。)(3単位) ロ 教職実践演習(2単位)	5	5
大学が独自に設定する科目		36	12
		63	59

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

(出典)文部科学省 改正前後の教職課程の科目等一覽 より抜粋・一部加筆

# 1. 情報科の科目の変遷

